

田原市建設工事余裕期間制度（フレックス方式）試行要領

（趣旨）

第1条 この要領は、田原市が発注する建設工事において、受注者の円滑な施工体制の確保を図るため、受注者が工事の始期及び終期を全体工期の範囲内で設定することができる余裕期間制度（以下「フレックス方式」という。）の試行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 余裕期間 契約締結日から工事の始期の前日までをいう。
- (2) 標準実工期 発注者が定める工事期間（工事に係る準備期間及び後片付け期間を含む。）をいう。
- (3) 実工期 受注者が実際に工事を施工する期間（工事に係る準備期間及び後片付け期間を含む。）をいう。
- (4) 全体工期 契約締結日の翌日から発注者があらかじめ定めた工事完了期限までをいう。

（対象工事）

第3条 フレックス方式の試行の対象となる工事は、フレックス方式を適用しても工事目的物の供用開始に影響がない工事であって、発注者がこれを適用することが有利であると判断した工事とする。

（余裕期間）

第4条 発注者は、余裕期間を標準実工期の30%を超えず、かつ、4か月を超えない範囲で設定することができる。

- 2 余裕期間における現場の管理は、発注者の責任において行うものとする。
- 3 受注者は、余裕期間内は、工事（工場製作、測量、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含む。）に着手してはならない。ただし、準備等（現場に搬入しない資機材の準備、労働者の手配、照査及び関係者との協議をいう。以下同じ。）については、この限りでない。
- 4 余裕期間における準備等は、受注者の責任において行うものとする。
- 5 受注者は、余裕期間内は、現場代理人、主任技術者、監理技術者等の配置を要しない。

（全体工期、工事の始期及び終期）

第5条 発注者は、全体工期をあらかじめ定め、余裕期間及び標準実工期を特記仕様書に明示するものとする。

- 2 受注者は、全体工期における休日等（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する）

る法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。）を除く任意の日を工事の始期及び終期として設定し、入札参加資格確認申請書の提出と併せて、工事の始終期通知書（別記様式）により発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、契約締結後に工事の始期及び終期の変更の必要が生じた場合には、発注者と協議の上、全体工期の範囲内において変更することができる。

（契約関係の取扱い）

第6条 フレックス方式を適用する場合における発注者と受注者の契約関係の取扱いについては、次とおりとする。

(1) 工事請負契約書に記載する工期は、工事の始終期通知書に記載された工事の始期及び終期とする。

(2) 受注者は、工事の始期の前日までに現場代理人及び主任技術者届を発注者に提出しなければならない。

(3) 受注者は、工事の始期から起算して10日（休日等を除く。）以内に「コリンズ（CORINS）の受注登録」を行わなければならない。

(4) 契約保証の期間は、契約締結日から実工期の終期までとする。

(5) 発注者は、建設業退職金共済制度に係る掛金収納書を受注者に対し工事の始期後速やかに提出させるものとする。

（経費の負担）

第7条 フレックス方式を適用することにより増加する費用は、受注者の負担とする。

（工事の名称）

第8条 フレックス方式を適用して発注する工事の名称には、末尾に「（余裕期間制度）」を付すものとする。

（特記仕様書）

第9条 フレックス方式を適用し発注する工事は、特記仕様書にフレックス方式である旨及びこれに伴う約款の例外事項を明示するものとする。

（その他）

第10条 この要領に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年11月1日から施行する。

別記様式（第5条関係）

工事の始終期通知書

年 月 日

田原市長 ○○○○ 様

住 所
(所在地)
氏 名
〔名称及び
代表者氏名〕

下記のとおり工期を定めたので通知します。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
工事の始期	年 月 日
工事の終期	年 月 日